

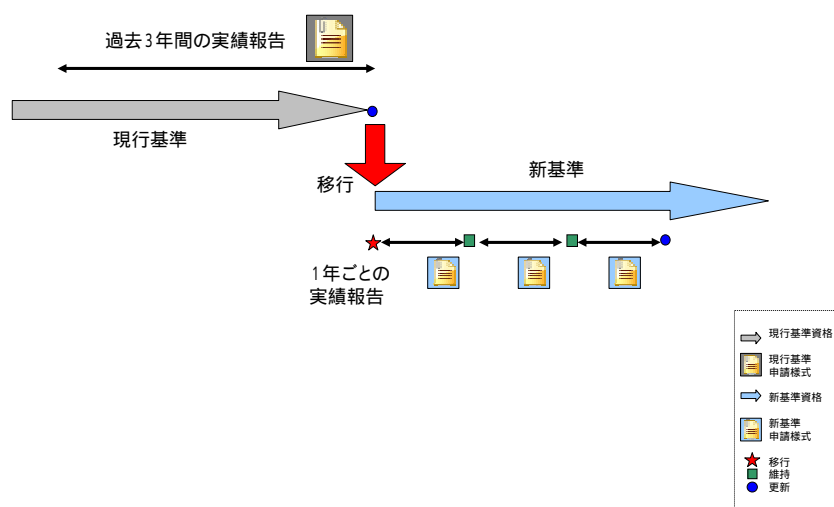
# ISMS新基準移行についての考え方

## (1) 概要(次図参照)

- ・移行期間は2009年9月1日より2012年8月31日までの3年間と設定し、各審査員の移行は移行期間中の更新時期に行います。
- ・移行時の力量確認として、教育実績、審査実績<sup>\*1</sup>を報告して頂きます。
- ・教育実績、審査実績は移行登録時以前の過去の実績になる訳ですが、この時期は各審査員とも現行基準で活動されていた時期となりますので、教育実績、審査実績は現行基準の規定に基づいて提出をお願いします。
- ・移行後は新基準の規定に従って1年ごとに実績報告をお願いします。

<sup>\*1</sup> 審査員補:教育実績20時間  
審査員、主任審査員:教育実績20時間、審査実績3件

## 新基準への移行の考え方



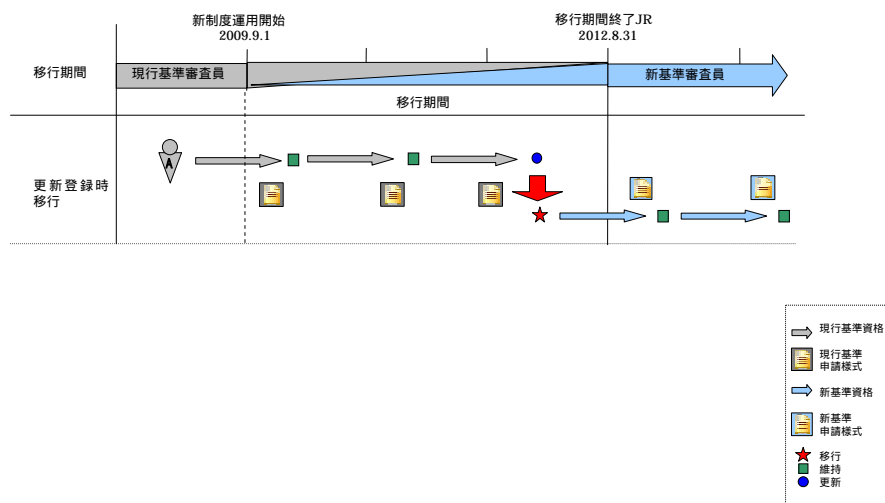
## (2)新基準への移行例1 (更新登録時に移行を行う一般的なケース)

- ・移行開始時期は2009年9月1日とし、移行期間は3年と致します。次図
- ・移行期間における維持登録は現行基準で行います。次図  
申請書様式は現行基準様式を使用してください。
- ・移行期間における最初の更新時、現行基準\*1に沿った更新申請を行って下さい。  
更新登録と同時に新基準審査員に移行します。次図  
申請書様式は現行基準様式を使用して下さい。
- ・移行後は新基準に沿って活動、申請を行って頂きます。毎年の実績報告が必要となります。次図  
申請書は新基準様式を使用して下さい。

\*1 審査員補:教育実績20時間  
審査員、主任審査員:教育実績20時間、審査実績3件

## 新基準への移行例1

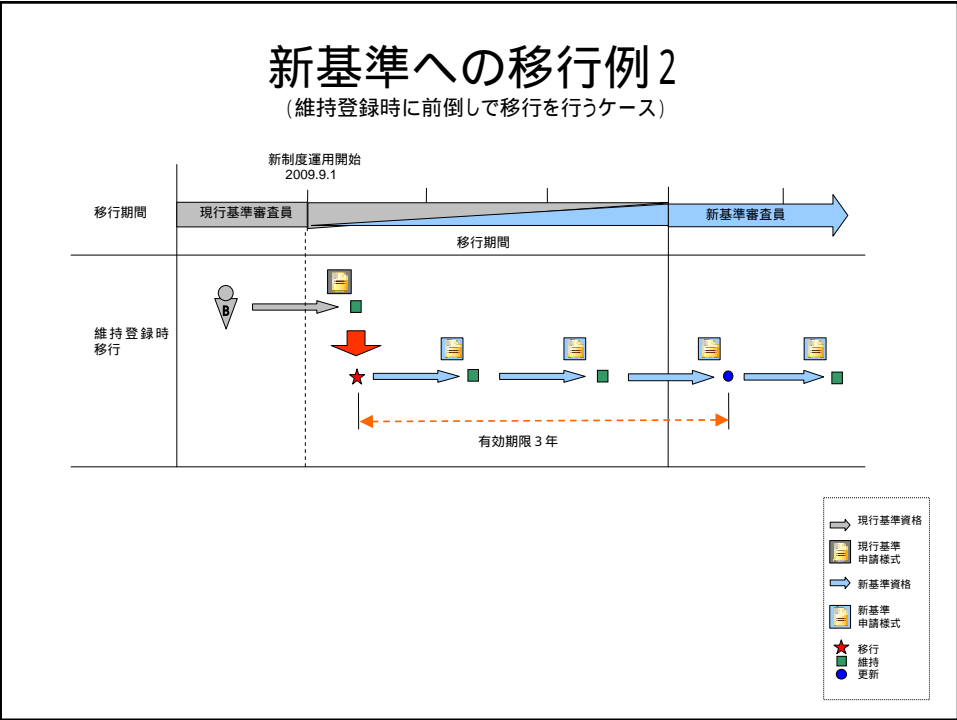
(更新登録時に移行を行う一般的なケース)



**(3) 新基準への移行例2 (維持登録時に前倒して移行を行うケース)**

- ・早めに新基準への移行をされたい場合、更新登録時期を待たずに維持登録時に移行することも可能です。
- ・「維持登録時移行」は、通常3年目に行う更新(含む移行)を前倒して行うという考え方です。
- ・通常は3年ごとの更新時に現行基準に沿った報告(教育実績、審査実績)とともに更新登録を行うことで新基準への移行が可能となりますが、「維持登録時移行」は、現行基準に沿った教育、審査\*1を2年間、ないし1年間で前倒し実施した場合に可能となります。次図
- ・「維持登録時移行」申請時は現行基準申請様式を使用して下さい。
- ・移行後は新基準に沿った活動、申請を行って頂きます。毎年の実績報告が必要となります。次図  
申請書は新基準様式を使用して下さい。
- ・審査員資格の有効期限は「維持登録時移行」の登録時より3年間となります。次図

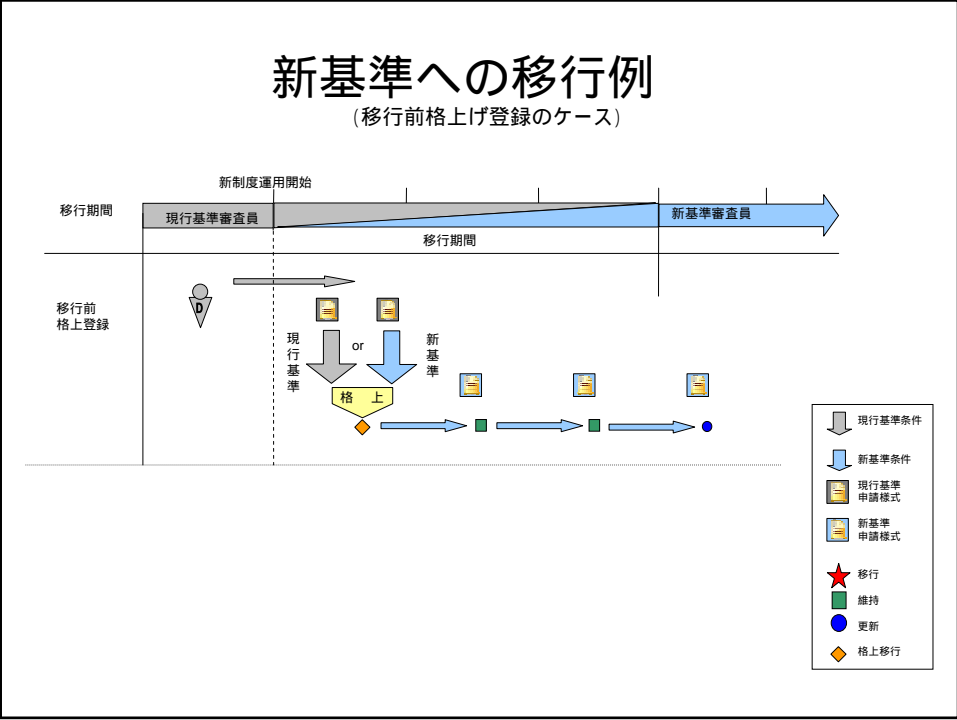
\*1 審査員補:教育実績20時間  
審査員、主任審査員:教育実績20時間、審査実績3件



**(4)新基準への移行例 (移行前格上げ登録のケース)**

- ・現行基準の審査員が移行期間に格上げ登録を行うと、同時に新基準審査員に移ります。次図
- ・移行期間中の格上げ申請の場合、審査実績の条件については、現行基準の格上げ条件\*1、新基準の格上げ条件\*2、いずれでも構いません。\*3 次図申請書様式は現行基準様式を使用してください。
- ・移行後は新基準に沿った活動、申請を行って頂きます。毎年の実績報告が必要となります。次図  
申請書は新基準様式を使用して下さい。

審査員補 審査員 \*1:4回、20日間etc. \*2:オザ-バ1回、異なるISMS etc.  
 審査員 主任審査員 \*1:3回、15日間etc. \*2:メンバ実績3回、リーダ実績3回、異なるISMS etc  
 \*3: 移行期間中に申請を行う場合、過去の実績は現行基準、新基準双方の期間にまたがる実績のため、どちらの基準でも可とする移行期間中の特例です。



**(5)新基準への移行例 (移行後格上げ登録のケース)**

- ・移行期間中、移行後に格上げ申請を行う場合、審査実績の条件については、現行基準の格上げ条件<sup>\*1</sup>、新基準の格上げ条件<sup>\*2</sup>、いずれでも構いません。<sup>\*3</sup> 次図
- 申請書様式は新基準様式を使用してください。
- ・申請日が移行期間終了時点(2012年9月1日)以降の場合は、新基準の格上げ条件<sup>\*2</sup>のみ有効となります。次図

審査員補 審査員 \*1:4回、20日間etc. \*2:オプサー1回、異なるISMS etc.  
 審査員 主任審査員 \*1:3回、15日間etc. \*2:メンバ実績3回、リーダ実績3回、異なるISMS etc  
<sup>\*3</sup>:移行期間中に申請を行う場合、過去の実績は現行基準、新基準双方の期間にまたがる実績のため、どちらの基準でも可とする移行期間中の特例です。

